

玉掛業務従事者安全衛生教育の開催について

一般社団法人白河労働基準協会
登録番号 T8380005004703

就業制限に係る業務、特別教育を必要とする業務およびこれに準ずる危険有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」が示されています。

また、「安全衛生教育等推進要綱」（平成31年3月一部改正）においては、労働者の職業生活全般を通じて、安全衛生水準の向上に資する適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが求められています。

当協会では上記指針、要綱に基づき、以下のとおり標記教育を開催いたしますので、貴社及び貴社の協力事業場の方々が受講されますようご案内申し上げます。

日 時	令和6年12月3日（火） 8:45~15:05
会 場	（一社）白河労働基準協会 白河市十三原道上3-17 新白河ビジネスパーク内
受講資格	「玉掛け技能講習修了証」を取得後、概ね5年経過した者
講習料	会 員 7,865円（内消費税715円） 内訳（10%税込）：受講料6,050円・テキスト代1,815円 非会員 10,065円（内消費税915円） 内訳（10%税込）：受講料8,250円・テキスト代1,815円
申込期日	令和6年11月25日（月）締切 ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ります。
申込方法	裏面の受講申込書に必要事項を記入し、「玉掛け技能講習修了証」の写し、講習料を添えて、当協会までお申し込みください。 （一社）白河労働基準協会 〒961-0829 白河市十三原道上3-17 電話 0248-24-0961 FAX0248-24-0950 銀行振込をご利用のときは、受講申込書、「玉掛け技能講習修了証」の写しをFAXで送信、または当協会ホームページからWebで受講申込後、上記締切日までに下記口座あてお振込み下さい。修了証の写しは別途ご提出ください。（FAX可）振込手数料は、貴社にてご負担下さい。振込明細書をもって領収証に代えさせていただきます。 《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240 一般社団法人白河労働基準協会
その他	※遅刻・早退・一時退出者には修了証を交付いたしません。 ※申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。 ※ご不明の点は、事務局までお問い合わせ下さい。

玉掛業務従事者安全衛生教育 カリキュラム

最近の玉掛用具等の特徴	1.0時間
玉掛用具等の取扱いと保守管理	2.5時間
災害事例及び関係法令	1.5時間

※この開催通知に、適格請求書発行事業者登録番号と消費税率・額を記載しております。これにより、請求書の発行によらず、この通知書と振込明細書もしくは支払を記帳した預金通帳を併せて保管することでインボイスとなります。

玉掛業務従事者安全衛生教育 受講申込書

(令和6年12月3日開催)

フリガナ 氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所	〒 —				
修了証	玉掛け技能講習修了証				
	発行機関の名称				
	修了証番号	第	号		
	交付年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			

フリガナ 氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所	〒 —				
修了証	玉掛け技能講習修了証				
	発行機関の名称				
	修了証番号	第	号		
	交付年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			

上記のとおり _____ 名を講習料 _____ 円を添えて申し込みます。

令和 6 年 月 日

事業場名		郵便番号	〒
代表者名		電話番号	
担当者名		FAX 番号	

(一社) 白河労働基準協会長 殿

※FAX でお申し込みの場合は、必ずご記入下さい。

講習料支払方法 該当欄に○をつけてください	直接持参 月 日 予定	現金書留にて 郵送	銀行振込 済 月 日 予定
--------------------------	----------------	--------------	------------------

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。